防災安全対策特別委員会 令和3年5月14日

総務部 資料2番

所管

防災危機管理課

### 災害対策基本法の一部改正について

### 1 改正の趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及 び災害対策の実施体制の強化を図るため。

### 2 区に関係する主な改正内容

「災害時における円滑かつ迅速な避難の確保」

- 課題① 本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより 被災する者が多数発生している。避難勧告と指示の違いも十分に理解さ れていない。
- 改正点 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。
- 課題② 避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により高齢者等が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題となっている。
- 改正点 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難 計画について、市町村に作成を努力義務化。

#### 3 施 行

令和3年5月20日

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

てで必ず温

告は廃止です



- ※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の

発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で

危険な場所から全員避難

しましょう。

- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する タイミングです。

避難に時間のかかる 高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で

危険な場所から避難 しましょう。



「避難しって 何すれば いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ が避難ではありません。 「避難」とは「難」を「避」けること。 下の4つの行動があります。



## 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- 消毒液
- •体温計
- ・スリッパ



安全なホテル・旅館

への立退き避難

安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難 することを相談して おきましょう。

※ハザードマップで安全か どうかを確認しましょう。



普段から どう行動するか 決めておき ましょう

## 屋内安全確保



诵常の宿泊料が必要 です。事前に予約・ 確認しましょう。

※ハザードマップで安全か どうかを確認しましょう。

ハザードマップで以下の 「3つの条件」を確認し 自宅にいても大丈夫かを 確認することが必要です。

### ---想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある 区域では立退き避難が 原則です。

ここなら安全!



### 「3 つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

● 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)

DONGO

流速が速いため、 木造家屋は倒壊する おそれがあります

地面が削られ家屋は 建物ごと崩落する おそれがあります

2 浸水深より居室は高い



3 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の 使用ができなくなるおそれがあります



※●家屋倒壊等氾濫想定区域や❸水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの 市町村へお問い合わせください。